

(別表) 地球温暖化対策推進大綱における現行対策の整理

気候ネットワーク  
大綱見直しプロジェクトチーム 資料

1. 産業部門

表1-1 現行対策・個別施策の評価

対 策	削減効果		対策の 妥当性	実現の 担保性	現行政策措置	備考
	CO <sub>2</sub> (万 t-CO <sub>2</sub> )	エネ消費 (万 k l)				
●産業部門合計	(6,310)	(2,100)				
○産業界自主行動計画の着実な実施とフォローアップ、省エネ法に基づく工場対策	6050	2010	×	×	・省エネ法に基づく点検 ・産業界自主計画フォローアップ	・大綱の目標と産業界自主計画の目標とがそもそも合っていない。 ・独自に第三者評価委員会を設置している。 ・省エネ法は削減率を義務としておらず、対策量を担保できない。 ・大綱の目標を政策により確実に担保できるよう政策措置の強化が必要（協定と経済的手法を組み合わせるなど）
○高性能工業炉の導入促進	110	40	△	×	・補助制度	・上記対策との分離が困難 ・補助制度では対策量を担保できない。大綱の目標を政策により確実に担保できるよう政策措置の強化が必要
○技術開発及びその成果の普及（高性能ボイラー、高性能レーザー）	150	50	×	×	・技術開発促進	・開発段階のため、対策の妥当性自体要検討

表1-2 政策措置による対策担保の有無と強化案

対策の分類	該当する対策	CO <sub>2</sub> 削減量 (万 t-CO <sub>2</sub> )	対処	備考
政策措置により大綱に示された削減効果が担保されているもの	なし	0 (0%)		
担保する施策がないもの	○産業界自主行動計画の着実な実施とフォローアップ、省エネ法に基づく工場対策 ○高効率工業炉の普及促進	6160 (97%)	対策による削減効果を担保できるように政策措置の強化が必要	政策措置の強化が必要（協定と経済的手法を組み合わせるなど）
対策に含める段階に達しているか検討が必要なもの	○技術開発及びその成果の普及	150 (3%)	省エネ効果の評価が可能かなどを検討し、現段階で保証がない場合は大綱から削除	完成した技術の普及による対策に置き換え

## 2. 運輸部門

表2-1 現行対策・個別施策の評価

対 策	削減効果		対策の 妥当性	実現の 担保性	現行政策措置	備考
	万t-CO <sub>2</sub>	万kl				
合計	(4530)	(1700)				
●自動車単体対策（燃費）						
自動車の燃費の改善の強化措置	1390	540	◎	△	効率規制（省エネ法による燃費規制）	規制対象のモード燃費と実燃費が乖離
トップランナー基準適合車の加速的導入	260	100	○	×	誘導措置（自動車税軽減など）	政策措置強化が不可欠
クリーンエネルギー自動車の普及促進	220	80	○	×	誘導措置（自動車税軽減など）	
●自動車単体対策（その他）						
アイドリングストップ装置搭載車両普及	110	40	△	×	その他（グリーン経営の促進）	対策量が計算可能か要検討
大型トラックの走行速度の抑制	80	30	△	×	規制（大型トラックに速度抑制装置装着義務）	対策量が計算可能か要検討
●交通流対策など						
自動車交通需要の調整	70	20	◎	×	その他（社会実験など）	政策措置強化が不可欠（業務や貨物に踏み込めば対策量大）
ITSの推進	370	140	×	×	基盤整備・他（ETC整備など）	対策になるかを含め再検討
路上工事の縮減	40	10	△	×	基盤整備（共同溝の整備） その他（集中工事・共同施行の促進など）	対策量が計算可能か要検討
交通安全施設の整備	70	20	△	×	基盤整備（信号機設置・系統化、感応化、信号灯器のLED化の推進）	対策になるかを含め再検討
テレワーク等情報通信を活用した交通代替の推進	340	130	×	×	その他（税制優遇・普及啓発）	対策になるかを含め再検討
●モーダルシフト・物流効率化						
内航・鉄道貨物輸送の推進	150	50	◎	×	その他（制度検討、実証実験など）	政策措置強化が不可欠 自動車輸送より他の機関を相対的に有利にしたり、一定割合のモーダルシフトを求める施策が必要
競争力強化による海運へのモーダルシフトの推進や輸送効率の向上	260	100	◎	×	基盤整備（港湾建設など） その他（内航海運の競争力強化）	
輸送力増強等の鉄道の利便性向上	30	10	◎	×	基盤整備（鉄道貨物輸送力の強化） その他（規制緩和）	
トラック輸送の効率化	290	110	○	×	その他（規制緩和など）	政策措置強化が不可欠
国際貨物の陸上輸送距離の削減	180	70	◎	×	基盤整備（港湾建設など）	政策措置強化が不可欠
●公共交通機関の利用促進						
公共交通機関の利用促進	520	200	◎	×	基盤整備（新線整備助成、新幹線建設） その他（社会実験）	政策措置強化が不可欠
●その他の機関						
鉄道のエネルギー消費効率の向上	40	10	○	×	誘導措置（鉄道車両の新規導入促進）	政策措置強化が不可欠
航空のエネルギー消費効率の向上	110	40	○	×	誘導措置（航空機材の新規導入促進）	政策措置強化が不可欠

表2-2 政策措置による対策担保の有無と強化案

対策の分類	該当する対策	CO <sub>2</sub> 削減量 (万 t-CO <sub>2</sub> )	対処	備考
達成が担保されているもの	なし	0 (0%)		・大綱の対策はここに位置されるべき
達成の可能性のあるもの	自動車単体対策（自動車の燃費改善強化）	1390 (31%)	政策措置の強化が必要	・規制対象のモード燃費と実燃費の乖離が拡大傾向
担保する施策がないもの	自動車単体対策（トップランナー基準適合車の加速的導入、クリーンエネルギー自動車の普及促進） 交通流対策（自動車交通需要の調整） モーダルシフト・物流効率化 公共交通機関の利用促進 その他の機関	2130 (47%)	政策措置の抜本的強化が必要	・ばらばらの施策ではなく、互いに整合性を持った総合政策が必要 ・緩やかな誘導策や基盤整備を超えた政策措置が必要 ・国土交通政策における温暖化防止に逆行する政策の抜本的転換と、政策自体の環境アセスメントが必要
削減効果の計測が困難なもの	自動車単体対策（アイドリングストップ装置搭載車両普及、大型トラックの走行速度の抑制） 交通流対策（路上工事の縮減、交通安全施設の整備）	300 (6%)	対策自体に問題 ・計測可能性を検討し、確証が得られないなら大綱から削除すべき	・法的拘束力ある京都議定書の削減目標への対応とはなっていない。
削減になるか不明	交通流対策（ITSの推進、テレワーク等情報通信を活用した交通代替の推進）	710 (16%)	対策自体に根本的な問題 ・削減可能性及び計測可能性を検討し、保証がない場合は大綱から削除すべき	・「温暖化対策」と看板をかけかえただけではないか

<表1~6の(1)の凡例>

・対策の妥当性

◎対策として妥当であり重点的となりうるもの

○対策として妥当ではあるが重点的とはいえないもの

△削減効果の評価が困難など対策の妥当性にやや問題があるもの

×対策として妥当性に問題があるもの

・実現の担保性（示されている施策の実施による削減効果の担保性）

○一定程度担保されているもの

△一部分は担保されているもの

×担保されていないもの

### 3. 民生部門

表3-1 現行対策・個別施策の評価

対 策	削減効果		対策の 妥当性	実現の 担保性	現行政策措置	備考
	CO2 (万t-CO2)	エネ消費 (万kl)				
合計	8350	1910				
●機器の効率改善対策	(小計3730)	(小計800)				
○機器の効率改善の強化措置	3,040	540	◎	○	効率規制 (省エネ法による機器効率規制)	唯一の担保措置であるが出荷ベースの規制のため厳密には担保していない。
○トップランナー適用機器の拡大	290	120	◎	○	効率規制 (省エネ法による機器効率規制)	
○高効率給湯器の普及促進	110	50	○	×	誘導措置 (普及促進のための補助制度)	政策措置強化が不可欠
○待機時消費電力の削減	110	40	◎	×	その他 (消費者の判断をしやすくするための仕組みづくり)	政策措置強化が不可欠 (担保措置なし。施策と削減効果の関係不明)
○技術開発及びその成果の普及	180	50	△	×	技術開発 (高効率照明の技術開発支援)	開発・普及が間に合うか要検討
●住宅・建築物の省エネ性能の向上	(小計3560)	(小計860)				
○住宅・建築物の省エネ性能の向上	3560	860 (住宅300 非住宅560)	◎	×	目標設定 (建築主への努力義務) 誘導措置 (公庫による誘導措置など) 計画など (特定建築物に「省エネ計画書」の届出義務付け)	政策措置強化が不可欠
●エネルギー需要マネジメントの強化	(小計1060)	(小計250)				
○家庭用ホームマネジメントシステムの普及促進	290	90	△	×	その他 (フィールドテスト)	対策量が計算可能か、担保可能か要検討
○業務用需要におけるエネルギーマネジメントの推進	770	160	△	×	計画など (エネルギー管理の仕組み導入) 誘導措置 (補助制度)	対策量が計算可能か、担保可能か要検討

表3-2 政策措置による対策担保の有無と強化案

対策の分類	該当する対策	CO2削減量 (万t-CO2)	対処	備考
達成の可能性のあるもの	○機器の効率改善の強化措置 ○トップランナー適用機器の拡大	3330 (40%)	政策措置の強化が必要	基準の見直し、強化、追加 ストック効率改善 (店頭製品のボトムカット規制等)
担保する施策がないもの	○高効率給湯器の普及促進 ○待機時消費電力の削減 ○住宅・建築物の省エネ性能の向上 ○家庭用ホームマネジメントシステムの普及促進 ○業務用需要のエネルギーマネジメントの推進	4840 (57%)	対策による削減効果を担保できるように政策措置の強化が必要	・給湯器、待機時消費電力に省エネ基準 ・住宅・建築物の省エネ基準達成義務化、基準の強化 ・一定以上の省エネ設備導入義務化 ・第二種工場の適用条件引き下げ
対策に含める段階に達しているか検討が必要なもの	○技術開発及びその成果の普及	180 (21%)	削減可能性及び計測可能性を検討し、保証がない場合は大綱から削除	技術が確立していれば省エネ効果の検証をまず行うべき

#### 4. エネルギー供給部門

表4-1 現行対策・個別施策の評価

対 策	削減効果		対策の 妥当性	実現の 担保性	現行政策措置	備考
	CO2 (万t-CO <sub>2</sub> )	エネ消費 (万kl)				
新エネルギー対策	3,400	1910				
電力		838	◎	△	その他（新エネ特措法による規制）	政策措置強化が不可欠（2008年に対策開始では遅すぎる、目標が低すぎて逆に大幅普及を阻害している、エネルギー源の内訳の規定がなく廃棄物発電が席卷する可能性がある、などの問題がある。）
熱利用		1072	◎	×	誘導措置（普及促進のための補助制度）	政策措置強化が不可欠
燃料転換	1,800		◎	×	誘導措置（石炭火発のLNG火発への転換補助等）	政策措置強化が不可欠
（原子力の推進）	（3億）		×	×	誘導措置（立地自治体への交付金など）	不適切な対策

表4-2 政策措置による対策担保の有無と強化案

対策の分類	該当する対策	CO2削減量 (万t-CO <sub>2</sub> )	対処	措置強化案
達成の可能性のあるもの	なし	0		
それに準じた位置づけのもの	新エネルギー対策（電力）	3400万トン以内数	政策措置の抜本的強化が必要	目標大幅引き上げ 固定価格買い取り制度への転換 炭素税導入
担保する施策がないもの	新エネルギー対策（熱利用） 燃料転換	1800万トン+ 3400万トン以内数	政策措置の抜本的強化が必要	施設設置補助、公的施設への設置義務 発電所の排出係数規制、環境影響評価 における排出係数重視など 炭素税導入、石炭課税強化
対策として不適当なもの	原子力の推進		他の著しい環境負荷をもたらすもの、大量生産・大量エネルギー消費からの脱却にならないものは不適当	削除

## 5. 代替フロン等3ガス

表5-1 現行対策・個別施策の評価

対 策	削減効果	対策の 妥当性	実現の 担保性	現行政策措置	備考
	CO <sub>2</sub> (万t-CO <sub>2</sub> )				
産業界の計画的な 取組の促進	3400	×	×	その他(業界自主計画の経産省審議会によるレビュー)	3ガスで95年比の排出量50%増という大幅増であり大きな問題。 脱フロンへの政策転換が不可欠 自主計画任せは不適切、政策措置の抜本的強化が必要(製造・使用規制、漏洩規制、フロン税など)
代替物質の開発等		×	×	技術開発(代替物質の開発) 規制措置(冷媒回収)	

表5-2 政策措置による対策担保の有無と強化案

対策の分類	該当する対策	CO <sub>2</sub> 削減量 (万t-CO <sub>2</sub> )	対処	措置強化案
実質的な削減効果が担保される可能性がある段階に達しているもの	なし	0		
担保する施策がないもの	産業界の計画的な取組の促進 代替物質の開発等	3400 (100%)	政策措置の抜本的強化が必要	脱フロンへの政策転換 製造・使用規制(断熱材、エアゾール等)、ノンフロン冷媒への転換規制、半導体・液晶工場・絶縁ガスの漏洩規制及び使用許可制の導入、フロン税等

6. 非エネルギーCO<sub>2</sub>、メタン、一酸化二窒素

表6-1 現行対策・個別施策の評価

対 策	削減効果	対策の 妥当性	実現の 担保性	現行政策措置	備考
	CO <sub>2</sub> (万 t-CO <sub>2</sub> )				
廃棄物焼却由来 CO <sub>2</sub> 抑制	300	○	×	その他 (減量化目標、リサイクル制度)	政策措置強化が不可欠 (拡大生産者責任) CO <sub>2</sub> 排出は廃プラ焼却なので、それに合わせた政策が必要
農地土壌からの CO <sub>2</sub> 抑制	42	△	×	誘導措置 (緑肥栽培、堆肥還元促進等)	計測可能性を含めて検討が必要
廃棄物削減・焼却処理促進による CH <sub>4</sub> 抑制	120	△	×	その他 (食品リサイクル法等)	政策措置強化が不可欠 (拡大生産者責任。なお焼却促進は問題)
アジピン酸製造過程における N <sub>2</sub> O 分解装置の設置	874	○	△	対策済みとの評価	政策措置強化が必要 (規制等による除去装置稼働義務)
下水汚泥、一般廃棄物焼却高度化	145	○	△	その他 (基準設定など)	政策措置強化が必要 (義務付けが必要)
下水道、合併処理浄化槽等普及に伴う污水处理高度化	70	○	△	その他 (整備促進)	政策措置強化が必要 (合併浄化槽設置の規制化)
内容不明の対策	260	?	×	なし	このような項目があること自体が問題外

表6-2 政策措置による対策担保の有無と強化案

対策の分類	該当する対策	CO <sub>2</sub> 削減量 (万 t-CO <sub>2</sub> )	対処	措置強化案
実質的な削減効果が担保される可能性のある段階に達しているもの	なし	0	全ての対策をこの域に入れる必要がある	
それに準じた位置	アジピン酸製造過程における N <sub>2</sub> O 分解装置の設置 下水汚泥、一般廃棄物焼却高度化 下水道、合併処理浄化槽等普及に伴う污水处理高度化	1089	政策措置の強化が必要	規制等による除去装置稼働義務など
担保する施策がないもの	廃棄物焼却由来 CO <sub>2</sub> 抑制 廃棄物削減・焼却処理促進による CH <sub>4</sub> 抑制	420	政策措置の抜本的強化が必要	廃プラスチック対策を 焦点にし、拡大生産者責任
計測可能性の検討が必要なもの	農地土壌からの CO <sub>2</sub> 抑制	42	計測可能性を点検し、厳しければ対策量は削除	
内容すら知ることのできないもの		260	削除	